

(2018 年度)

# 検 査 項 目 一 覧



総合衛生研究所 (TBL)  
株式会社 東邦微生物病研究所  
TOHO Biological Laboratories Co., Ltd.  
〒556-0001 大阪市浪速区下寺三丁目 11 番 14 号  
TEL 06-6648-7157 FAX 06-6636-9266  
登録衛生検査所・飲料水水質検査事業  
環境計量証明事業・厚生労働大臣登録水質検査機関  
食品登録検査機関・温泉成分分析登録機関  
<http://www.toholab.co.jp> e-mail : [toholab@toholab.co.jp](mailto:toholab@toholab.co.jp)

# 目 次

I 臨床検査	頁
1. 食品従事者腸内細菌検査(検便).....	1
2. ウイルス検査(検便)	
① ノロウイルス.....	1
② アデノウイルス・ロタウイルス.....	1
II 食品検査	
1. 食品衛生検査	
① 衛生指標菌.....	2
② 食中毒原因菌.....	2
③ 食品微生物検査セット.....	2
④ 器械、器具、手指等の拭取検査.....	2
別添1 腸管出血性大腸菌、リステリア モノサイトゲネス	
⑤ 異物検査.....	3
⑥ 食品衛生法第26条に基づく命令検査.....	3
⑦ 環境微生物検査.....	3
⑧ 抗菌試験	
⑨ 製造施設・厨房内の衛生診断.....	3
⑩ 講習会実施及び技術研修指導.....	3
2. 食品理化学検査	
① 栄養成分分析.....	4
② 栄養成分セット検査.....	4
③ 糖類.....	5
④ 食品品質管理項目.....	5
⑤ 食品中有害物質.....	5
⑥ 食品添加物とその他項目.....	6
⑦ 食品衛生法・規格基準に基づく検査	
1) 食品衛生法 厚生省告示第370号に規定する「食品製造用水」.....	7
2) ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行わないもの).....	8
3) ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行うもの).....	9
4) ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水.....	10
III 水質検査	
1. 水道法に基づく飲料水の検査	
① 水道基準項目.....	11
② 水質管理目標設定項目.....	12
2. 特定建築物における飲料水水質検査.....	13
3. 雑用水及びプール水・浴槽水の検査	
① 雑用水.....	14
② プール水・浴槽水.....	14
③ 岩盤浴細菌検査.....	14
4. 環境水等の検査	
① 生活環境の保全に関する環境基準項目.....	15
② 水質汚濁防止法・排水基準項目(一般項目).....	16
③ 水質汚濁防止法・排水基準項目(有害物質).....	16
④ 水質汚濁防止法・環境基準項目.....	17
5. 重金属類項目.....	18
6. 温泉成分分析	
① 中分析.....	19
② 小分析.....	19
③ 賞状形式・温泉分析書.....	19
④ 飲泉試験.....	19
⑤ 温泉浴槽水の検査.....	19
⑥ 温泉可燃性天然ガス測定調査.....	20

## 付 記

- 1) 至急により検査を依頼される場合は、割増検査料金を頂きます。
- 2) 検査成績書の再発行は、1部毎に別途、ご請求させていただきます。
- 3) 英文成績書の作成や特殊フォーマットの試験成績書等は、別途作成料が必要となります。
- 4) ご依頼の継続性、検体数などにより、割引システムがあります。
- 5) この検査項目一覧に掲載されていない各種検査・化学分析、試験等も対応させていただきます。

# I 臨床微生物検査

## 1. 食品従事者腸内細菌検査(検便)

検査項目	セット1	セット2	セット3	セット4
赤痢菌	○	○	○	○
サルモネラ属菌 (腸チフス、パラチフスA含む)	○	○	○	○
腸管出血性大腸菌O-157		○	○	
腸管出血性大腸菌O-26			○	
腸管出血性大腸菌O-111			○	
腸管出血性大腸菌(EHEC) <sup>※</sup>				○
コレラ				
腸炎ビブリオ				
カンピロバクター				
ベロ毒素産生試験				
納期(営業日)	5~11	5~11	5~11	5~11

※検出血清型は、O-157,O-26,O-111を含むO抗原約50種

## 2. ウイルス検査(検便)

### ① ノロウイルス

検査方法	納期
RT-PCR法(遺伝子増幅法)	3営業日以内
EIA法(酵素免疫測定法)	3営業日以内

### ② アデノウイルス・ロタウイルス

検査方法	納期
アデノウイルス(酵素免疫測定法)	3営業日以内
ロタウイルス(酵素免疫測定法)	

付記

- 1) 至急検査のご要望は、予めご連絡ください。
- 2) 検査が混み合っている場合は、納期が延長する場合があります。

## Ⅱ 食品検査

### 1. 食品衛生検査

#### ① 衛生指標菌

検査項目		納期(営業日)
一般生菌数		5
大腸菌群	発酵管法	5~11
	発酵管法(MPN法)	5~11
	平板法	4~5
E.coli (大腸菌)	EC法	4~5
	特定酵素基質培地法	4~5
	MPN法	5~11
耐熱性(芽胞)菌数		5~
低温細菌数		5~
乳酸菌数		6~
真菌(カビ、酵母)		8
カビ数		8
酵母菌数		8
腸球菌*	ミネラルウォーター類(未殺菌)公定法	5~10
	メンブランフィルター法	3~7
	増菌法	3~6
緑膿菌*	ミネラルウォーター類(未殺菌)公定法	3~6
	メンブランフィルター法	3~4
	直接法	3~4
無菌試験		
毒素試験 (エンテロトキシン(黄色ブドウ球菌))		

\* 「腸球菌、緑膿菌」の「ミネラルウォーター類」公定法による検査は「ミネラルウォーター類」原水では実施していません。

#### ② 食中毒原因菌

検査項目		納期(営業日)
腸管出血性大腸菌(培養法)		別添-1 参照
リステリア モノサイトゲネス		
黄色ブドウ球菌	平板法	5
	増菌法	5
サルモネラ属菌		5~11
腸炎ビブリオ	増菌法	5~11
	MPN法	5~11
その他のビブリオ属菌		
カンピロバクター	増菌法	6~
大腸菌ベロ毒素試験		4
セレウス		3~
ウエルシュ		4~6
クロストリジウム属菌		4
嫌気性菌数		4~

直接培養法については、別途ご相談を賜ります。

#### ③ 食品微生物検査セット

検査項目セット	セット1	セット2	セット3	セット4	セット5	セット6	セット7	セット8
一般生菌数	○	○	○	○		○	○	○
大腸菌群	○	○	○	追加		○	○	○
E.coli(大腸菌)		○	追加	○	○	追加	追加	
黄色ブドウ球菌			○	○	○	○	○	○
サルモネラ属菌						追加	○	
腸炎ビブリオ菌					○	○		
セレウス菌								○
納期(営業日)	5~11	5~11	5~11	5~11	5~11	5~11	5~11	5~11

#### ④ 器械、器具、手指等の拭取検査

検査項目	セット1	セット2	セット3
一般生菌数	○		○
大腸菌群	○	○	○
黄色ブドウ球菌		○	○
納期(営業日)	5~11	5~11	5~11

別添-1

1) 腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145、O157(平成26年11月20日 食安監発1120第1号)

●規格検査(公定法)

検査方法	検体量	納期 (営業日)	検査内容	検査結果の表記
VT (ベロ毒素) 遺伝子	200g以上	3	増菌培養の後、VT遺伝子検出検査を実施	VT遺伝子(陰性)の「報告書の書式」 検査方法「平成26年11月20日食安監発1120第1号の方法により検査を実施した。」
O抗原遺伝子		2	VT遺伝子検出検査で陽性の場合のみ、O抗原遺伝子検査(O26、O103、O111、O121、O145、O157)を実施	VT遺伝子(陽性)でO抗原遺伝子検査に進まない場合の「報告書の書式」 検査方法「平成26年11月20日食安監発1120第1号の方法により検査を実施した。」 (備考)VT遺伝子スクリーニング法のみ実施
			VT遺伝子検出検査で陽性の場合のみ、O157遺伝子検査を実施	O抗原遺伝子(陰性)の「報告書の書式」 検査方法「平成26年11月20日食安監発1120第1号の方法により検査を実施した。」
分離培養	5	O抗原遺伝子検査で検出された抗原血清型のみ、分離培養検査を実施	陰性又は陽性/25g O抗原遺伝子(陽性)で分離培養検査に進まない場合の「報告書の書式」 検査方法「平成26年11月20日食安監発1120第1号の方法により検査を実施した。」 (備考)VT及びO抗原遺伝子スクリーニング法のみ実施	
				分離培養検査で(陰性)の「報告書の書式」 検査方法「平成26年11月20日食安監発1120第1号の方法により検査を実施した。」
				分離培養検査で(陽性)の「報告書の書式」 検査方法「平成26年11月20日食安監発1120第1号の方法により検査を実施した。」

\* VT遺伝子とO157以外の「O抗原遺伝子検査」は、単一血清型でもセット料金と同じです。

2) リステリア モノサイトゲネス(平成26年11月28日 食安発1128第2号)

●規格検査(公定法)

対象 : ナチュラルチーズ(ソフト及びセミハードのものに限る)、非加熱食肉製品(生ハム等) 成分規格 : 100cfu/g

検査方法	検査結果の表記	検体量	納期 (営業日)	備考
予備試験 定量試験+定性試験 (1検体に付き1回検査実施)	10<又は数値/g & 陰性又は陽性/25g	200g以上	5~14	定量試験と定性試験を各1回実施します。 例え定量試験が基準値内でも、定量試験が不検出で定性試験が陽性の場合、本試験を追加実施することが必須となります。 予備試験は必ずしも実施の必要はありません。
本試験 定量試験 (1検体に付き5回検査実施)	10<又は数値/g	200g以上	4~9	定量試験を5回実施します。 5回検査の1回でも基準値超えがあれば、規格違反となります。(平均値ではありません) 予備試験は行わず、この本試験だけを検査可能です。

●自主検査(弊社SOPによる)

対象 : 全ての食品が対象 成分規格 : なし

検査方法	検査結果の表記	検体量	納期 (営業日)	備考
定量検査 (1検体に付き1回検査実施)	10<又は数値/g	約100g	4~7	予備試験と本試験の同一の検査培地を使用して、定量試験を1回実施します。
定性試験 (1検体に付き1回検査実施)	陰性又は陽性/25g	約100g	4~10	

⑤ 異物検査

検査項目	納期(営業日)	検査内容
異物同定検査		異物の特定、混入経路の推定等

⑥ 食品衛生法第26条に基づく命令検査

検査項目	納期(営業日)	試験品
一般生菌		冷凍ゆでだこ、冷凍ゆでがに、無加熱摂取冷凍食品、凍前加熱・加熱後摂取冷凍食品、生食用冷凍鮮魚介類
大腸菌群		冷凍ゆでだこ、冷凍ゆでがに、無加熱摂取冷凍食品、凍前加熱・加熱後摂取冷凍食品、生食用冷凍鮮魚介類
腸炎ビブリオ		生食用鮮魚介類、生食用かき・むき身、生食用冷凍鮮魚介類

・申請に必要な書類(製品検査申請書又は命令検査申請書、検査命令書の写し、見本持出許可申請書、食品輸入届出書の写し、その他(船荷証券(B/L)、インボイス等)・検査の詳細につきましては、お問い合わせください。

⑦ 環境微生物検査

検査項目	納期(営業日)	検査項目	納期(営業日)
落下菌測定(一般生菌+真菌)	5~11	菌種同定(一菌種につき)	5~11
浮遊菌測定(一般生菌+真菌)	5~11	写真撮影(2枚目以降は500円)	5~11

⑧ 抗菌試験

検査項目	納期(営業日)	摘要
抗菌試験(1菌種1薬剤)	7~14	弊社で取扱対象以外の菌種や薬剤の試験をご希望の場合、別途料金を加算させていただきます。

⑨ 製造施設・厨房内の衛生診断

衛生検査・診断項目	検査・診断内容	検査単位	納期(営業日)
食品・食材の収去検査	一般生菌数、大腸菌群数、黄色ブドウ球菌	1検体	5~11
工程内拭取検査(機械、機具類)	一般生菌数、大腸菌群数	1箇所	5~11
従業員手指拭取検査	大腸菌群数、黄色ブドウ球菌	1名	5~11
施設内巡回点検・検査	弊社独自のチェックリストに基づき実施	1施設	5~11
製造施設・厨房内衛生状況診断	食品3検体、工程拭取検査5箇所、手指検査3名	1施設	5~11

・巡回の頻度・施設数によって割引システムがあります。  
 ・検査結果レポートや各種資料の作成については、別途諸費用が必要となります。

⑩ 講習会実施及び技術研修指導

開催内容	講習・研修時間	摘要
弊社セミナー室による講習会(20名規模)	30分	講習・指導内容、使用サンプル等により料金は異なります。 出張講習、製造立会指導、各種コンサルタント業務なども承っております。
	60分	
	以後30分毎	
弊社検査施設による技術研修指導	半日	
	終日	

## 2. 食品理化学検査

### ① 栄養成分検査

検査項目	納期 (営業日)	最小試料量 (g)
蛋白質	7	100
脂質	7	100
糖質	15	100
エネルギー(糖質、食物繊維表示)	15	100
エネルギー(炭水化物表示)	7	100
炭水化物	7	100
水分	5	100
灰分	7	100
食物繊維	15	100
粗繊維	11	100
ナトリウム(食塩相当量)	5	100
塩分	5	100
カリウム	5	100
カルシウム	11	100
マグネシウム	11	100
リン	11	100
鉄	11	100
亜鉛	11	100
銅	11	100
ビタミンB1(チアミン)	11	100
ビタミンB2(リボフラビン)	11	100
ビタミンC(アスコルビン酸)	11	100
カフェイン	11	100
タンニン(緑茶のみ)	11	100
コレステロール	11	100

### ② 栄養成分セット検査

検査項目	栄養表示基準制度に基づく セット1	栄養表示基準制度に基づく セット2	一般栄養成分分析による セット3	試料量 (g)
エネルギー	○	○	○	300
水分	○	○	○	
たんぱく質	○	○	○	
脂質	○	○	○	
炭水化物	○			
炭水化物	糖質		○	
	粗繊維		○	
糖質		○		
食物繊維		○		
灰分	○	○	○	
ナトリウム	●(追加項目)	●(追加項目)	●(追加項目)	
納期(営業日)	9	15	11	

・「ナトリウム」の検査を含む場合、「食塩相当量」の項目は無料となります。  
 ・炭水化物、炭水化物(糖質、粗繊維)、糖質は、測定方法と定義が各々異なります。

③ 糖類

検査項目	納期 (営業日)	最小試料量 (g)
ブドウ糖(グルコース)	16	100
果糖(フルクトース)	16	100
ショ糖(スクロース)	16	100
麦芽糖(マルトース)	16	100
上記4項目セット	16	100

④ 食品品質管理項目

検査項目	納期 (営業日)	最小試料量 (g)
pH	5	100
水分活性	5	100
酸価(AV)	5	100~500
過酸化価(POV)	5	100~500
糖度(Brix)	5	100
塩分(モール法)	5~11	400
揮発性塩基性窒素(VBN)	5	100
官能試験(味)	4	50
官能試験(臭い)	4	50
官能試験(外観)	4	50
イノシン酸	17	100
重金属として(Pbとして)	11	100
K値	17	100
比重	5	300mL
酸度	10	50

⑤ 食品中有害物質

検査項目	納期 (営業日)	最小試料量 (g)
ヒスタミン	11	100
総水銀	13	100
カドミウム	13	100
砒素	13	100
鉛	11	100
セレン	11	100
総クロム	11	100
スズ	11	100
その他金属類	11	100
放射能スクリーニング測定(NaIシンチレーションスペクトロメーター)	2~3	1000~2000
放射能精密測定(ゲルマニウム半導体検出器)	10	1000~2000



⑥ 食品添加物及びその他項目

検査項目		納期 (営業日)	最小試料量 (g)
保存料	安息香酸	10	100
	ソルビン酸	10	100
	デヒドロ酢酸	10	100
	パラオキシ安息香酸類	10	100
酸化防止剤	エリソルビン酸	9	100
	アスコルビン酸	9	100
	ジブチルヒドロキシトルエン(BHT)	10	100
	ブチルヒドロキシアニソール(BHA)	10	100
着色料	食用赤色2号	11	100
	食用赤色3号		
	食用赤色40号		
	食用赤色102号		
	食用赤色104号		
	食用赤色105号		
	食用赤色106号		
	食用黄色4号		
	食用黄色5号		
	食用青色1号		
食用青色2号			
甘味料	サッカリン	16	100
発色剤	亜硝酸ナトリウム	10	100
漂白剤	二酸化硫黄	10	100
防カビ剤	イマザリル	10	100
	チアベンダゾール	10	100
	オルトフェニルフェノール	10	100
	ジフェニル	10	100
その他	ポリフェノール(フォーリン・チオカルト法)	10	100

## ⑦ 食品衛生法・規格基準に基づく検査

### 1) 食品衛生法 厚生省告示第370号に規定する「食品製造用水」

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚告第370号)の第1食品B食品一般の製造、加工及び調理基準(平成26年厚告第482号による改正)

水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道 若しくは同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水又は次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合する水をいう。

	第1欄(検査項目)	第2欄(基準値)	試験方法	試料量(ml)
1	一般細菌	100以下/ml	標準寒天培地法	200
2	大腸菌群	検出されないこと	乳糖ブイヨン-フリアントグリーン乳糖 胆汁ブイヨン培地法	
3	カリウム	0.01mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	300☆
4	水銀	0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光光度法	100
5	鉛	0.1mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	300☆
6	ヒ素	0.05mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	200
7	六価クロム	0.05mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	300☆
8	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法	200
9	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)法による一斉分析法	200★
10	フッ素	0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)法による一斉分析法	
11	有機リン	0.1mg/L以下	吸光光度法	1000
12	亜鉛	1.0mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	300☆
13	鉄	0.3mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	
14	銅	1.0mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	
15	マンガン	0.3mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	
16	塩素イオン	200mg/L以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)法による一斉分析法	200★
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	200
18	蒸発残留物	500mg/L以下	重量法	500
19	陰イオン界面活性剤	0.5mg/L以下	吸光光度法	200
20	フェノール類	フェノールとして 0.005mg/L以下	吸光光度法	200
21	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10mg/L以下	滴定法	200
22	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法	200
23	味	異常でないこと	官能法	200
24	臭気	異常でないこと	官能法	
25	色度	5度以下	透過光測定法	200
26	濁度	2度以下	積分球式光電光度法	

全項目(26項目) サンプル量 2L以上

(☆ 7項目共通で 300ml)

(★ 3項目共通で 200ml)

食品衛生法 厚生省告示第370号に規定する「清涼飲料水の成分規格及び製造基準」

2) ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行わないもの) 厚告第482号改正(平成26年12月22日)

1 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚告第370号)の第1食品D各条○清涼飲料水の成分規格

(1) 一般規格

	検査項目	基準値	試料量(ml)
1	混濁	あってはならない	200
2	沈殿物又は固形の異物	あってはならない	No.1 共通
3	スズ(金属製容器包装入りのもの)	150.0 ppmを超えるものであってはならない	250
4	大腸菌群	陰性でなければならない	250

(2) 個別規格

1. ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水をいう。)のうち殺菌又は除菌を行わないもの。

a. 次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の右欄に掲げる規格に適合するものでなくてはならない。

	検査項目	基準値	試料量(ml)
1	亜鉛	5 mg/L以下	300
2	カドミウム	0.003 mg/L以下	No.1 共通
3	水銀	0.0005 mg/L以下	100
4	セレン	0.01 mg/L以下	No.1 共通
5	銅	1 mg/L以下	No.1 共通
6	鉛	0.05 mg/L以下	No.1 共通
7	バリウム	1 mg/L以下	No.1 共通
8	ヒ素	0.05 mg/L以下	No.1 共通
9	マンガン	2 mg/L以下	No.1 共通
10	六価クロム	0.05 mg/L以下	No.1 共通
11	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01 mg/L以下	100
12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	200
13	フッ素	2 mg/L以下	No.12 共通
14	ホウ素	ホウ酸として 30 mg/L以下	No.1 共通
	成分規格(1)+(2)セット	スズを含まず スズを含む(金属製容器包装入りのもの)	計 1700

容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa未満である場合、以下の2項目を追加。

	検査項目	基準値	試料量(ml)
1	腸球菌	陰性	受託していない
2	緑膿菌	陰性	

2 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚告第370号)の第1食品D各条○清涼飲料水の製造基準

(1) 一般基準

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であって、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用するまでに汚染される恐れのないように取り扱われたものにあつては、この限りでない。

(2)-1 個別基準(容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa未満である場合)

	検査項目	基準値	試料量(ml)
1	芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌	陰性	受託していない
2	腸球菌	陰性	
3	緑膿菌	陰性	
4	大腸菌群	陰性	250
5	細菌数(生菌数)	(原水)5以下/mL	200

(2)-2 個別基準(容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上である場合)

	検査項目	基準値	試料量(ml)
1	大腸菌群	陰性	250
2	細菌数(生菌数)	100以下/mL	No.1 共通

食品衛生法 厚生省告示第370号に規定する「清涼飲料水の成分規格及び製造基準」

3) ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行うもの) 厚告第482号改正(平成26年12月22日)

1 食品, 添加物等の規格基準(昭和34年厚告第370号)の第1食品D各条○清涼飲料水の成分規格

(1) 一般規格

	検査項目	基準値	試料量(ml)
1	混濁	あってはならない	200
2	沈殿物又は固形の異物	あってはならない	No.1 共通
3	スズ(金属製容器包装入りのもの)	150.0 ppmを超えるものであってはならない	250
4	大腸菌群	陰性でなければならない	250

(2) 個別規格

2.ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水をいう。)のうち殺菌又は除菌を行うもの

a.次の表の左欄に掲げる事項につき, 同表の右欄に掲げる規格に適合するものでなくてはならない。

	検査項目	基準値	試料量(ml)
1	亜鉛	5 mg/L以下	300
2	カドミウム	0.003 mg/L以下	No.1 300
3	水銀	0.0005 mg/L以下	100
4	セレン	0.01 mg/L以下	No.1 共通
5	銅	1 mg/L以下	No.1 共通
6	鉛	0.05 mg/L以下	No.1 共通
7	バリウム	1 mg/L以下	No.1 共通
8	ヒ素	0.05 mg/L以下	No.1 共通
9	マンガン	2 mg/L以下	No.1 共通
10	六価クロム	0.05 mg/L以下	No.1 共通
11	亜塩素酸	0.6 mg/L以下	200
12	塩素酸	0.6 mg/L以下	No.11 共通
13	クロロホルム	0.06 mg/L以下	100
14	残留塩素	3 mg/L以下	100
15	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01 mg/L以下	100
16	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	No.13 共通
17	1,4-ジオキサン	0.04 mg/L以下	No.13 共通
18	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下	200
19	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	No.13 共通
20	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	No.13 共通
21	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	シス体及びトランス体の和として 0.04 mg/L以下	No.13 共通
22	ジブromokクロロメタン	0.1 mg/L以下	No.13 共通
23	臭素酸	0.01 mg/L以下	100
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	No.11 共通
25	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	No.13 共通
26	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	No.13 共通
27	トリクロロエチレン	0.004 mg/L以下	No.13 共通
28	トルエン	0.4 mg/L以下	No.13 共通
29	フッ素	2 mg/L以下	No.11 共通
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	No.13 共通
31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	No.13 共通
32	ベンゼン	0.01 mg/L以下	No.13 共通
33	ホウ素	ホウ酸として 30 mg/L以下	No.1 共通
34	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	200
35	有機物等(全有機炭素)	3 mg/L以下	300
36	味	異常でない	200
37	臭気	異常でない	200
38	色度	5度以下	200
39	濁度	2度以下	200
	成分規格(1)+(2)セット	スズを含まず スズを含む(金属製容器包装入りのもの)	計 2500

2 食品, 添加物等の規格基準(昭和34年厚告第370号)の第1食品D各条○清涼飲料水の製造基準

(1) 一般基準

製造に使用する器具及び容器包装は, 適当な方法で洗浄し, かつ, 殺菌したものでなければならない。ただし, 未使用の容器包装であって, かつ, 殺菌され, 又は殺菌効果を有する製造方法で製造され, 使用するまでに汚染される恐れのないように取り扱われたものにあつては, この限りでない。

(2) 個別基準

	検査項目	基準値	試料量(ml)
1	大腸菌群	陰性	250
2	細菌数(生菌数)	100以下/mL	No.1 共通
			計 250

食品衛生法 厚生省告示第370号に規定する「清涼飲料水の成分規格及び製造基準」

4) ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水 厚告第482号改正(平成26年12月22日)

1 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚告第370号)の第1食品D各条○清涼飲料水の成分規格

(1)一般規格

	検査項目	基準値	試料量(ml)
1	混濁	あつてはならない	200
2	沈殿物又は固形の異物	あつてはならない	No.1と共通
3	スズ(金属製容器包装入りのもの)	150.0 ppmを超えるものであつてはならない	受託していない
4	大腸菌群	陰性でなければならない	250

(2)個別規格

3.ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水

a ヒ素及び鉛を検出するものであつてはならない。

	検査項目	基準値	試料量(ml)
1	ヒ素	検出するものであつてはならない 限度試験(限度値0.2ppm 相当)	250
2	鉛	検出するものであつてはならない 限度試験(限度値0.4ppm 相当)	No.1共通
	成分規格(1)+(2)セット	スズを含まず スズを含む(金属製容器包装入りのもの)	計 700

b りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするものに限る。

	検査項目	基準値	試料量(ml)
1	パツリン	0.050 ppmを超えてはならない	受託していない

2 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚告第370号)の第1食品D各条○清涼飲料水の製造基準

ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料(果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを冷凍したものであつて、原料用果汁以外のものをいう)及び原料用果汁以外の清涼飲料水

(1) 一般基準

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であつて、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用するまでに汚染される恐れのないように取り扱われたものにあつては、この限りでない。

(2) 個別基準 水道水又は①、②のいずれかでなければならない。

	検査項目	基準値	試料量(ml)
	水道水質基準(平成27年12月現在)	水道水質基準に適合	9000
①	ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行わないもの)	成分規格及び製造基準の個別規格に適合、かつ、鉄が0.3mg/L以下及びカルシウム、マグネシウム等(硬度)が300mg/L以下であること。	2000
②	ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行うもの)		4050

### III 水質検査

#### 1. 水道法に基づく飲料水の検査

① 水道法に基づく水質基準(51項目):水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)

No.	項目	納期 (営業日)	検査方法(厚生労働省告示第261号)	基準値	定量下限値 (mg/L)	最小試料量 (mL)
1	一般細菌	5	標準寒天培地法	集落数100以下/ml		◇200
2	大腸菌	5	特定酵素基質培地法	検出されないこと		◇200
3	カドミウム及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	0.003 mg/L以下	0.0003	■500
4	水銀及びその化合物	5	還元気化-原子吸光度法	0.0005 mg/L以下	0.00005	100
5	セレン及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	0.01 mg/L以下	0.001	■500
6	鉛及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	0.01 mg/L以下	0.001	■500
7	ヒ素及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	0.01 mg/L以下	0.001	■500
8	六価クロム化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	0.05 mg/L以下	0.005	■500
9	亜硝酸態窒素	5	イオンクロマトグラフ(陰イオン)法による一斉分析法	0.04 mg/L以下	0.004	◆100
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	7	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光度法	0.01 mg/L以下	0.001	100
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3	イオンクロマトグラフ(陰イオン)法による一斉分析法	10 mg/L以下	0.10	◆100
12	フッ素及びその化合物	5	イオンクロマトグラフ(陰イオン)法による一斉分析法	0.8 mg/L以下	0.05	◆100
13	ホウ素及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	1.0 mg/L以下	0.1	■500
14	四塩化炭素	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	0.002 mg/L以下	0.0002	□100
15	1,4-ジオキサン	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	0.05 mg/L以下	0.005	□100
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	0.04 mg/L以下	0.001	□100
17	ジクロロメタン	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	0.02 mg/L以下	0.001	□100
18	テトラクロロエチレン	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	0.01 mg/L以下	0.001	□100
19	トリクロロエチレン	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	0.01 mg/L以下	0.001	□100
20	ベンゼン	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	0.01 mg/L以下	0.001	□100
21	塩素酸	3	イオンクロマトグラフ法	0.6 mg/L以下	0.06	◆100
22	クロロ酢酸	14	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	0.02 mg/L以下	0.002	◎100
23	クロロホルム	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	0.06 mg/L以下	0.001	□100
24	ジクロロ酢酸	14	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	0.03 mg/L以下	0.003	◎100
25	ジプロモクロロメタン	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	0.1 mg/L以下	0.001	□100
26	臭素酸	14	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光度法	0.01 mg/L以下	0.001	100
27	総トリハロメタン(No.22,24,28,29の合計値)	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	0.1 mg/L以下	0.001	□100
28	トリクロロ酢酸	14	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	0.03 mg/L以下	0.003	◎100
29	プロモジクロロメタン	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	0.03 mg/L以下	0.001	□100
30	プロモホルム	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	0.09 mg/L以下	0.001	□100
31	ホルムアルデヒド	14	誘導体化-高速液体クロマトグラフ法	0.08 mg/L以下	0.008	100
32	亜鉛及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	1.0 mg/L以下	0.1	■500
33	アルミニウム及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	0.2 mg/L以下	0.02	■500
34	鉄及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	0.3 mg/L以下	0.03	■500
35	銅及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	1.0 mg/L以下	0.1	■500
36	ナトリウム及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	200 mg/L以下	0.1	■500
37	マンガン及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	0.05 mg/L以下	0.005	■500
38	塩化物イオン	3	イオンクロマトグラフ(陰イオン)法による一斉分析法	200 mg/L以下	1.0	◆100
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	300 mg/L以下	0.1	■500
40	蒸発残留物	5	重量法	500 mg/L以下	1	250
41	陰イオン界面活性剤	14	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法	0.2 mg/L以下	0.02	1000
42	ジェオスミン	14	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法	0.00001 mg/L以下	0.000001	▽1000
43	2-メチルイソボルネオール	14	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法	0.00001 mg/L以下	0.000001	▽1000
44	非イオン界面活性剤	14	固相抽出-吸光度法	0.02 mg/L以下	0.005	2000
45	フェノール類	14	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法	0.005 mg/L以下	0.0005	1000
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	全有機炭素計測定法	3 mg/L以下	0.1	100
47	pH値	3	ガラス電極法	5.8以上8.6以下		100
48	味	3	官能法	異常でないこと		100
49	臭気	3	官能法	異常でないこと		100
50	色度	3	透過光測定法	5度以下	1	100
51	濁度	3	積分球式光電光度法	2度以下	0.1	100

◇■▼◆□◎▽ : 共通項目の試料量

セット検査		納期 (営業日)
1	上水全51項目セット(水道水質基準51項目)	14~21
2	原水40項目セット(消毒副生成11項目を除く水道水質基準40項目)	14~21
3	消毒副生成物10項目セット (塩素酸、クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、総トリハロメタン、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、臭素酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド)	14~21
4	トリハロメタン5項目セット(クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、総トリハロメタン)	14~21
5	上水省略不可9項目セット(一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、TOC、pH、味、臭気、色度、濁度)	3
6	クリプトスポリジウム指標菌検査(大腸菌(MPN)法、嫌気性芽胞菌)	4~5

② 水質管理目標設定項目(農薬類除く):平成15年10月10日健水発第1010004号)

NO.	検査項目	納期 (営業日)	検査方法	目標値	定量下限値 (mg/L)	最小試料量 (mL)
1	アンチモン及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	0.002	■500
2	ウラン及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)	0.0002	■500
3	ニッケル及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	0.002	■500
4	(削除)	-	-	-	-	-
5	1,2-ジクロロエタン	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法	0.004mg/L以下	0.0004	□100
6	(削除)	-	-	-	-	-
7	(削除)	-	-	-	-	-
8	トルエン	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法	0.4mg/L以下	0.04	□100
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	14	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ質量法	0.08mg/L以下	0.008	100
10	亜塩素酸	14	イオンクロマトグラフ法	0.6mg/L以下	0.06	◎100
11	(削除)	-	-	-	-	-
12	二酸化塩素	14	イオンクロマトグラフ法	0.6mg/L以下	0.06	◎100
13	ジクロロアセトリル	14	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法	0.01mg/L以下(暫定)	0.001	▲100
14	抱水クロラール	14	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法	0.02mg/L以下(暫定)	0.001	▲100
15	農薬類	30	水質管理目標設定項目の検査方法「農薬ごとに定められた方法による」	(検出値と目標値の比の和として、1以下)		
16	残留塩素	3	比色法(DPD法)	1mg/L以下	0.1	100
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	10mg/L以上100mg/L以下	0.1	■500
18	マンガン及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	0.005	■500
19	遊離炭酸	5	滴定法	20mg/L以下	1.0	250
20	1,1,1-トリクロロエタン	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法	0.3mg/L以下	0.03	□100
21	メチルtertブチルエーテル(MTBE)	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法	0.02mg/L以下	0.002	□100
22	有機物等(KMnO4消費量)	3	滴定法	3mg/L以下	0.2	250
23	臭気強度(TON)	7	官能法	3以下	1	500
24	蒸発残留物	5	重量法	30mg/L以上200mg/L以下	1	250
25	濁度	3	積分球式光電光度法	1度以下	0.1	100
26	pH値	3	ガラス電極法	7.5程度		100
27	腐食性(ランゲリア指数)	5	計算法	-1程度以上とし、極力0に近づける		250
28	従属栄養細菌	14	R2A寒天培地法	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	0	200
29	1,1-ジクロロエチレン	14	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法	0.1mg/L以下	0.01	□100
30	アルミニウム及びその化合物	5	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	0.02	■500

■□◎▲：共通項目の試料量

## 2. 特定建築物の飲料水水質検査

No.	項目	検査方法(厚生労働省告示第261号)	省略不可 11項目 6ヶ月以内に 1回検査	16項目 6ヶ月以内に 1回検査	消毒 副生成物 12項目	地下水等利用の場合		
						給水開始前 検査	3年以内に 1回検査	
1	一般細菌	標準寒天培地法	○	○		○		
2	大腸菌	特定酵素基質培地法	○	○		○		
3	カドミウム及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法				○		
4	水銀及びその化合物	還元気化-原子吸光度法				○		
5	セレン及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法				○		
6	鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法		◎		○		
7	ヒ素及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法				○		
8	六価クロム化合物	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法				○		
9	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ(陰イオン)法による一斉分析法	○	○		○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光度法			○	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ(陰イオン)法による一斉分析法	○	○		○		
12	フッ素及びその化合物	イオンクロマトグラフ(陰イオン)法による一斉分析法				○		
13	ホウ素及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法				○		
14	四塩化炭素	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法				○	○	
15	1,4-ジオキサン	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法				○		
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法				○	○	
17	ジクロロメタン	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法				○	○	
18	テトラクロロエチレン	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法				○	○	
19	トリクロロエチレン	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法				○	○	
20	ベンゼン	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法				○	○	
21	塩素酸	イオンクロマトグラフ法			○	○		
22	クロロ酢酸	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法			○	○		
23	クロロホルム	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法			○	○		
24	ジクロロ酢酸	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法			○	○		
25	ジブromクロロメタン	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法			○	○		
26	臭素酸	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光度法			○	○		
27	総トリハロメタン(No.22,24,28,29の合計値)	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法			○	○		
28	トリクロロ酢酸	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法			○	○		
29	ブromジクロロメタン	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法			○	○		
30	ブromホルム	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法			○	○		
31	ホルムアルデヒド	誘導体化-高速液体クロマトグラフ法			○	○		
32	亜鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法		◎		○		
33	アルミニウム及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法				○		
34	鉄及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法		◎		○		
35	銅及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法		◎		○		
36	ナトリウム及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法				○		
37	マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法				○		
38	塩化物イオン	イオンクロマトグラフ(陰イオン)法による一斉分析法	○	○		○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法				○		
40	蒸発残留物	重量法		◎		○		
41	陰イオン界面活性剤	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法				○		
42	ジェオスミン	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法				○		
43	2-メチルイソボルネオール	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法				○		
44	非イオン界面活性剤	固相抽出-吸光度法				○		
45	フェノール類	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法				○	○	
46	有機物(TOC)	全有機炭素計測定法	○	○		○		
47	pH値	ガラス電極法	○	○		○		
48	味	官能法	○	○		○		
49	臭気	官能法	○	○		○		
50	色度	透過光測定法	○	○		○		
51	濁度	積分球光光度法	○	○		○		
			納期(営業日)	4	5	14	14~21	14

・1回目の検査が基準値適合であれば、◎印の項目は次回の検査において省略できます。  
 ・消毒副生成物の検査は、6月1日～9月30日に実施します。

その他の検査		納期(営業日)
1	トリハロメタン5項目セット(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン、ブromホルム、総トリハロメタン)	14



### 3. 雑用水及びプール水・浴槽水の検査

#### ① 雑用水

No.	検査項目	散水、修景又は清掃用雑用水	水洗便所用雑用水	検査方法	納期(営業日)	最小試料量(ml)
1	遊離残留塩素	7日以内ごとに1回検査	7日以内ごとに1回検査	DPD法	5	100
2	外観			官能法	5	100
3	臭気			水質基準に関する省令に定める方法	5	100
4	pH				5	100
5	大腸菌	2ヶ月以内ごとに1回検査	2ヶ月以内ごとに1回検査	水質基準に関する省令に定める方法	5	200
6	濁度				5	100

#### ② プール水・浴槽水

No.	検査項目	プール検査セット		公衆浴場検査セット		納期(営業日)	検査方法	最小試料量(mL)
		厚生労働省 遊泳プール	文部科学省 学校水泳プール	原水、原湯、上り湯及び上り用水	浴槽水			
1	色度	/	/	○	/	5	透過光測定方法	100
2	pH	○	○	○	/	5	ガラス電極法	100
3	濁度	○	○	○	○	5	積分球光電光度法	100
4	過マンガン酸カリウム消費量	○	○	○	○	5	滴定法	250
5	遊離残留塩素	○	○	/	/	5	DPD法	100
6	大腸菌	○	○	○(大阪府限定)	/	5	特定酵素基質培地法	200
7	大腸菌群	/	/	○(大阪府除く)	/	5	特定酵素基質培地法	100
				/	○		デソキシコレート培地法	100
8	一般細菌	○	○	/	/	5	標準寒天培地法	100

No.	検査項目	プール検査		公衆浴場検査		納期(営業日)	検査方法	最小試料量(mL)
		厚生労働省 遊泳プール	文部科学省 学校水泳プール	原水、原湯、上り湯及び上り用水	浴槽水			
10	レジオネラ属菌	○ (気泡浴槽、採暖槽)	/	○ (気泡浴槽、採暖槽)	○ (気泡浴槽、採暖槽)	7~10	冷却遠心濃縮法	500
11	総トリハロメタン	○	○	/	/	14	ヘッドスペース・GC/MS法	100

※遺伝子検出法によるレジオネラ属菌の検査は、別途ご相談賜ります。

#### ③ 岩盤浴細菌検査(拭き取り検査)

No.	検査項目	納期(営業日)	摘要
1	一般生菌数	10~20日 検出菌により更に超過する場合があります	岩盤面の雑菌汚染の指標
2	大腸菌群		岩盤面の腸内細菌等の汚染(不潔度)の有無
3	カビ数		岩盤面に付着しているカビの実数
4	白癬菌の同定		岩盤面に白癬菌(水虫等の原因菌)の付着

#### 4. 環境水等の検査

##### ① 生活環境の保全に関する環境基準項目

##### 1) 河川

No.	検査項目	納期 (営業日)	検査方法(規格JIS-K0102)	定量下限値 参考(mg/L)	最小試料量 (mL)	
1	pH(水素イオン濃度)	4～5	規格12.1	/	100	
2	BOD(生物化学的酸素要求量)	7～10	規格21及び規格32.3	1	500	
3	SS(浮遊物質)	5	昭46環境庁告示第59号付表8	1	500	
4	DO(溶存酸素量)	5	規格32	0.1	500	
5	大腸菌群数	MPN法	4～5	JIS K0350-20-10	/	100
6	全亜鉛	7	規格53	0.01	100	

##### 2) 湖沼

No.	検査項目	納期 (営業日)	検査方法(規格JIS-K0102)	定量下限値 参考(mg/L)	最小試料量 (mL)	
1	pH(水素イオン濃度)	4～5	規格12.1	/	100	
2	BOD(生物化学的酸素要求量)	7～10	規格21及び規格32.3	1	500	
3	SS(浮遊物質)	5	昭46環境庁告示第59号付表8	1	500	
4	DO(溶存酸素量)	5	規格32	0.1	500	
5	大腸菌群数	MPN法	4～5	最確数による定量法	/	100
6	全窒素	7	規格45.4	0.1	100	
7	全リン	7	規格46.3	0.1	100	
8	全亜鉛	7	規格53	0.01	100	

##### 3) 海域

No.	検査項目	納期 (営業日)	検査方法(規格JIS-K0102)	定量下限値 参考(mg/L)	最小試料量 (mL)	
1	pH(水素イオン濃度)	4～5	規格12.1	/	100	
2	COD(化学的酸素要求量)	7	規格17	1	500	
4	DO(溶存酸素量)	5	規格32	0.1	500	
5	大腸菌群数	MPN法	4～5	最確数による定量法	/	100
6	n-ヘキサン抽出物質(油分)	7	付表9に掲げる方法	1	1000～3000	
7	全窒素	7	規格45.4	0.1	100	
8	全リン	7	規格46.3	0.1	100	
9	全亜鉛	7	規格53	0.01	100	

② 水質汚濁防止法・排水基準項目(一般項目)

No.	検査項目	納期 (営業日)	検査方法(規格JIS-K0102)	定量下限値 (mg/L)	最小試料量 (mL)	
1	pH(水素イオン濃度)	4~5	規格12.1		100	
2	BOD(生物化学的酸素要求量)	7~10	規格21及び規格32.3	1	500	
3	COD(化学的酸素要求量)	5	規格17	1	500	
4	SS(浮遊物質)	5	昭46環境庁告示第59号付表8	1	500	
5	n-ヘキサン抽出物質量(分離定量)	鉱油類	7	昭49環境庁告示第64号付表4及びJIS K 0102 参考1	1	1000
		動植物油脂類	7	昭49環境庁告示第64号付表4及びJIS K 0102 参考1	1	
	n-ヘキサン抽出物質量(非分離定量)	7	昭49環境庁告示第64号付表4及びJIS K 0102 参考1	1		
6	フェノール類含有量	7	規格28.1	0.01	500	
7	銅含有量	5	規格52.2	0.01	100	
8	亜鉛含有量	5	規格53.1	0.01	100	
9	溶解性鉄含有量	5	規格57.2 C)備考5	0.1	100	
10	溶解性マンガン含有量	5	規格56.2 C)備考3	0.1	100	
11	クロム含有量	5	規格65.1.1	0.01	100	
12	大腸菌群数	平板法	4~5	昭37厚省建省令第1号別表第1		100
13	窒素含有量	7	規格45.2	0.1	100	
14	リン含有量	7	規格46.3.1	0.1	100	
3項目検査セット(pH,BOD,SS)		7~10				
4項目検査セット(pH,BOD,COD,SS)		7~10				
4項目検査セット(pH,BOD,SS,大腸菌群数)		7~10				
4項目検査セット(pH,BOD,SS,n-ヘキサン抽出物質量)		7~10				
5項目検査セット(pH,BOD,COD,SS,大腸菌群数)		7~10				
6項目検査セット(pH,BOD,SS,n-ヘキサン抽出物質量,窒素、リン)		7~10				

③ 水質汚濁防止法・排水基準項目(有害物質)

No.	検査項目	納期 (営業日)	検査方法(規格JIS-K0102)	定量下限値 参考(mg/L)	最小試料量 (mL)
1	カドミウム及びその化合物	5	規格55.1 c)備考1	0.005	100
2	シアン化合物	7	規格38.1.2及び規格38.3	0.1	100
3	有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジチオン、及びEPPNIに限る。)	7	昭49環境庁告示第64号付表1	0.1	100
4	鉛及びその化合物	5	規格54.1 c)備考1	0.05	100
5	六価クロム化合物	5	規格65.2.1	0.05	100
6	砒素及びその化合物	5	規格61.2 c)備考3	0.01	100
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	5	昭46環境庁告示第59号付表1	0.0005	100
8	アルキル水銀化合物	14	昭46環境庁告示第59号付表2	0.0005	500
9	PCB(ポリ塩化ビフェニル)	14	昭46環境庁告示第59号付表3	0.0005	1000
10	セレン及びその化合物	5	規格67.2 c)備考2	0.01	100
11	ホウ素及びその化合物	5	規格47.3	0.1	100
12	フッ素及びその化合物	5	規格34.1	0.5	100
13	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	7	規格42.3、規格43.1.1及び43.2.3	0.1	100
14	トリクロロエチレン	14	JIS K 0125 5.2	0.03	100
15	テトラクロロエチレン	14	JIS K 0125 5.2	0.01	100
16	ジクロロメタン	14	JIS K 0125 5.2	0.02	100
17	四塩化炭素	14	JIS K 0125 5.2	0.002	100
18	1,1,1-トリクロロエタン	14	JIS K 0125 5.2	0.3	100
19	1,1,2-トリクロロエタン	14	JIS K 0125 5.2	0.006	100
20	1,2-ジクロロエタン	14	JIS K 0125 5.2	0.004	100
21	1,1-ジクロロエチレン	14	JIS K 0125 5.2	0.02	100
22	シス-1,2-ジクロロエチレン	14	JIS K 0125 5.2	0.04	100
23	ベンゼン	14	JIS K 0125 5.2	0.01	100
24	1,3-ジクロロプロペン	14	JIS K 0125 5.2	0.002	100
25	チウラム	14	昭46環境庁告示第59号付表4	0.006	1000
26	シマジン	14	昭46環境庁告示第59号付表5 第1	0.003	1000
27	チオベンカルブ	14	昭46環境庁告示第59号付表5 第1	0.02	1000
28	1,4-ジオキサン	14	公共用水域告示 付表7	0.05	500
全40項目検査セット(アルキル水銀とPCBを除く)		14	ダイオキシン類		別途見積

④ 水質汚濁防止法・環境基準項目(人の健康の保護に関する環境基準) 環境水、地下水、特定地下浸透水

No.	検査項目	納期 (営業日)	検査方法(規格JIS-K0102)	定量下限値 参考(mg/L)	最小試料量 (mL)
1	カドミウム	5	規格55.1 c)備考1	0.001	100
2	全シアン	7	規格38.1.2及び規格38.3	0.1	100
3	鉛	5	規格54.1 c)備考1	0.005	100
4	六価クロム	5	規格65.2.1	0.02	100
5	砒素	5	規格61.2 c)備考3	0.005	100
6	総水銀	5	昭46環境庁告示第59号付表1	0.0005	100
7	アルキル水銀	14	昭46環境庁告示第59号付表2	0.0005	500
8	PCB(ポリ塩化ビフェニル)	14	昭46環境庁告示第59号付表3	0.0005	1000
9	セレン	5	規格67.2 c)備考2	0.002	100
10	ホウ素	5	規格47.3	0.1	100
11	フッ素	5	規格34.1	0.1	100
12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7	規格43.1.2及び43.2.5	0.10	100
13	トリクロロエチレン	14	JIS K 0125 5.2	0.002	100
14	テトラクロロエチレン	14	JIS K 0125 5.2	0.001	100
15	ジクロロメタン	14	JIS K 0125 5.2	0.002	100
16	四塩化炭素	14	JIS K 0125 5.2	0.0002	100
17	1,1,1-トリクロロエタン	14	JIS K 0125 5.2	0.01	100
18	1,1,2-トリクロロエタン	14	JIS K 0125 5.2	0.0006	100
19	1,2-ジクロロエタン	14	JIS K 0125 5.2	0.0004	100
20	1,1-ジクロロエチレン	14	JIS K 0125 5.2	0.002	100
21	1,2-ジクロロエチレン	14	JIS K 0125 5.2	0.004	100
22	ベンゼン	14	JIS K 0125 5.2	0.001	100
23	1,3-ジクロロプロペン	14	JIS K 0125 5.2	0.0002	100
24	チウラム	14	昭46環境庁告示第59号付表4	0.0006	1000
25	シマジン	14	昭46環境庁告示第59号付表5 第1	0.0003	1000
26	チオベンカルブ	14	昭46環境庁告示第59号付表5 第1	0.002	1000
27	塩化ビニルモノマー	14			
28	1,4-ジオキサン	14	公共用水域告示 付表7	0.005	500
上記26項目検査セット(アルキル水銀、PCB、塩化ビニルモノマーを除く)		14	ダイオキシン類	別途見積	

## 5. 重金属類項目

五十音順	検査項目	元素記号	納期 (営業日)	検査方法
ア	亜鉛	Zn	7	誘導結合プラズマ質量分析法 原子吸光度法
	アルミニウム	Al	7	
	アンチモン	Sb	7	
	イオン状シリカ	(SiO <sub>2</sub> )	7	
	イットリウム	Y	要相談	
	インジウム	In	要相談	
	ウラン	U	7	
カ	カドミウム	Cd	7	
	カリウム	K	7	
	ガリウム	Ga	要相談	
	カルシウム	Ca	7	
	金	Au	要相談	
	銀	Ag	7	
	クロム	Cr	7	
	ゲルマニウム	Ge	要相談	
	コバルト	Co	要相談	
サ	ジルコニウム	Zr	要相談	
	水銀	Hg	7	
	スズ	Sn	7	
	ストロンチウム	Sr	7	
	セリウム	Ce	要相談	
	セレン	Se	7	
タ	タリウム	Tl	要相談	
	タングステン	W	要相談	
	タンタル	Ta	要相談	
	チタン	Ti	要相談	
	鉄	Fe	7	
	テルル	Te	要相談	
	銅	Cu	7	
ナ	ナトリウム	Na	7	
	鉛	Pb	7	
	ニオブ	Nb	要相談	
	ニッケル	Ni	7	
ハ	白金	Pt	要相談	
	バナジウム	V	7	
	パラジウム	Pd	要相談	
	バリウム	Ba	7	
	ビスマス	Bi	要相談	
	ヒ素	As	7	
	ベリリウム	Be	要相談	
	ホウ素	B	7	
マ	マグネシウム	Mg	7	
	マンガン	Mn	7	
	モリブデン	Mo	7	
ラ	リチウム	Li	7	
	ルビジウム	Rb	要相談	

・複雑な前処理や実験等を伴う場合は、別途諸費用が必要となります。  
 ・1項目検査に必要な検水量は、500ml～1000mlとなります。

## 6. 原水・浄水・排水等の微生物検査

検査項目	種別	納期 (営業日)
クリプトスポリジウム(ジアルジアを含む)	原水	5～11
	浄水	5～11
	排水、放流水	5～11
大腸菌 嫌気性芽胞菌	原水、浄水	4～5
		4～5

## 6. 温泉成分分析

### ① 中分析

温泉法に該当するものを公共の浴用又は飲用に利用する際、  
 予め必要となる試験です。

試験項目		
現地調査及び試験	知覚的試験	
	湧出量	
	泉温	
	ガスの発生確認	
	pH値	
	硫化水素の定性	
	滴定可能な硫黄の定量	
	遊離硫酸の定量	
	遊離二酸化炭素の定量	
	炭酸水素イオン	
	鉄(Ⅱ)・鉄(Ⅲ)イオンの定性と定量	
	知覚的試験	
試験室における試験	物性試験	
	密度	
	pH値	
	蒸発残留物	
	陽イオン	リチウムイオン
		ナトリウムイオン
		カリウムイオン
		アンモニウムイオン
		マグネシウムイオン
		カルシウムイオン
		ストロンチウムイオン
		バリウムイオン
		アルミニウムイオン
		マンガンイオン
		鉄(Ⅱ)イオン
		鉄(Ⅲ)イオン
		銅イオン
		亜鉛イオン
陰イオン	フッ素イオン	
	塩素イオン	
	臭素イオン	
	ヨウ素イオン	
	亜硝酸イオン	
	硝酸イオン	
	チオ硫酸イオン	
	硫酸イオン	
	リン酸	
	炭酸水素イオン	
炭酸イオン		
非解離	メタケイ酸	
	メタホウ酸	
ガス	遊離二酸化炭素	
	総硫化水素	
微量成分	総水銀	
	鉛	
	銅	
	総ヒ素	
	総クロム	
その他	カドミウム	
	ラドンの定量(222Rn)	
	TOC計による無機炭素定量	
	電気伝導率	
酸化還元電位		

### ② 小分析

温泉法に規定する温泉若しくは療養泉の泉質の推定などを目的とした試験です。  
 泉質の経年変化の検討にも利用できます。(主として持込試料について試験)

試験項目	摘要
知覚的試験	泉質の推定
pH値	酸性泉若しくはアルカリ泉の推定
蒸発残留物	塩類泉の推定
塩化物イオン(Cl <sup>-</sup> )	塩化物泉の推定
硫酸イオン(SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	硫酸塩泉の推定
炭酸水素イオン(HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup> )	炭酸水素塩泉の推定
遊離二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	二酸化炭素泉の推定
ナトリウムイオン(Na <sup>+</sup> )	塩類泉の陽イオン主成分の推定
カルシウムイオン(Ca <sup>2+</sup> )	塩類泉の陽イオン主成分の推定
通常納期 10営業日	

### ③ 賞状形式・温泉分析書

高品質紙を用いた横型・賞状書式による温泉分析書と別表  
 (賞状額縁付)、一般公開用として最適です。  
 各1部

### ④ 飲泉試験

飲泉利用の申請には、1)と2)両方の試験が必要です。

#### 1) 飲用利用判定試験

試験項目
臭気
味
色度
濁度
全有機炭素(TOC)
一般細菌数
大腸菌群
通常納期 7営業日

#### 2) 飲用許容量判定試験

試験項目
ヒ素
銅
フッ素
鉛
水銀
遊離炭酸
通常納期 7営業日

### ⑤ 温泉浴槽水の検査

試験項目
色度
pH
濁度
過マンガン酸カリウム消費量
大腸菌群
レジオネラ属菌

中分析のご依頼について

- ・現地への出張・宿泊費は、別途ご請求させていただきます。
- ・納期は、通常2週間となりますが、至急扱いには割増料金が必要です。
- ・持込試料については、報告書に「泉質名」は記載できません。
- ・温泉法の「温泉」に該当しない場合は、「別表」は添付できません。

## ⑥ 温泉可燃性天然ガス測定調査

改正温泉法(平成20年10月1日施行)による温泉の採取許可申請及び可燃性天然ガス濃度確認申請のための測定調査

調査内訳		摘要
仮調査	温泉施設・下見調査* <sup>1</sup>	営業担当者による温泉施設の事前確認調査
本調査	温泉施設調査* <sup>2</sup>	検査員1～2名
	測定作業費	携帯型可燃性天然ガス検知器による測定 ガス採取、湧出量、泉温、ガス水比測定等
	出張費(半日)	検査員1～2名
	出張費(終日)* <sup>3</sup>	検査員1～2名
	交通費	高速道路料金、燃料費等
<p>1.調査ご依頼の際、温泉分析書の写しと温泉施設の構造図・配置図若しくは見取り図をご用意ください。</p> <p>2.申請に必要な現場写真撮影費・結果報告書作成費を含みます。</p> <p>3.宿泊が必要な場合は、弊社出張規定により別途ご請求させていただきます。</p>		

## 2018年度・検査項目一覧

総合衛生研究所(TBL)  
株式会社 東邦微生物病研究所  
〒556-0001 大阪市浪速区下寺三丁目11番14号  
TEL 06-6648-7157 FAX 06-6636-9266

All Rights Reserved, Copyright(C) TOHO Biological Laboratories Co.,Ltd

当社の許可無く無断転載を禁ずる。